

死亡したとき

共 済

1 埋葬料・埋葬料附加金

組合員が公務によらないで死亡したときに支給されます。

なお、死亡の原因が第三者行為によるもので、加害者から埋葬料（葬儀費）が支払われるときは支給できない場合があります。

死 亡

死亡には自然死のほか、民法上の規定による失踪期間満了により死亡したとみなされる場合や、天災等による行方不明等により戸籍法上の認定死亡の手続きがとられた場合も含まれます。

受給権者

組合員の死亡の当時被扶養者であった者で社会通念上埋葬を行うべき者をいいますが、被扶養者がいない場合や被扶養者であった者で埋葬を行う者がいない場合には、本人との関係を問わずに実際に埋葬を行った者をいいます。ただし、被扶養者でない配偶者が喪主となって葬儀を行った場合において被扶養者である子がいる場合は、その子に埋葬料が支給されることとなります。

埋 葬

墓地、埋葬等に関する法律によれば、埋葬とは死体を土中に葬ることをいい、火葬とは死体を葬るためにこれを焼くことと区別していますが、埋葬料の支給における埋葬とはそのいずれも含み、また死体の発見されない場合も含んだいわゆる葬式の意味合いをいいます。

- (1) 組合員が死亡したときに被扶養者がいた場合（請求者は被扶養者）

<支給額>

ア 埋葬料……………50,000 円

イ 埋葬料附加金………25,000 円

- (2) 埋葬を行うべき被扶養者がいない場合（請求者は埋葬を行った者）

<支給額>

ア 埋葬料……………50,000 円の範囲内で埋葬に要した費用に相当する額（給付対象の費用を明らかにするため内訳書の添付が必要です）

イ 埋葬料附加金………25,000 円。ただし、埋葬料と埋葬料附加金の合計額が埋葬に要した費用を超えることはできません。

※ 埋葬に要した費用…埋葬に直接要した実費で、霊柩代又は霊柩の借料・霊柩の運搬費・葬式の際における僧侶への謝礼および霊前供え物又は入院患者が死亡した場合に病院から自宅まで移送する費用等を含みます。なお、葬儀参列者の接待費用・香典返し等は含まれません。

- (3) 組合員の資格喪失後に死亡した場合

組合員の資格喪失後の死亡については、次の要件に該当する場合支給されます。ただし、埋葬料附加金の支給はありません。

ア 組合員であった者が資格喪失後 3 か月以内に死亡したとき。

イ 組合員であった者が資格喪失後、継続療養受給者でその期間中に死亡したとき又はその給付を受けなくなった日後 3 か月以内に死亡したとき。ただし、資格喪失後死亡するまでの間に他の共済組合、健康保険組合等の組合員資格を取得したときは支給されません。

ウ 支給額

埋葬料……………50,000 円

- (4) 提出書類

ア 「埋葬料・埋葬料附加金請求書」

イ 市区町村長の「埋葬許可証」又は「火葬許可証」の写し（「埋(火)葬許可証の発行済証明書」でも可）。ただし、やむを得ない理由がある場合には、「死亡診断書等」の死亡の事実を証明する書類〔原本〕

ウ 被扶養者であった者以外が請求を行う場合には、埋葬に要した費用の「領収書」および「内訳明細書」

エ 資格喪失後の埋葬料を請求する場合は、加入している「医療保険証」の写し



2 死亡弔慰金

会員が死亡したとき、遺族に死亡弔慰金が支給されます。

(1) 支給額

給料の月額の1.25か月分

(2) 提出書類

共済組合に埋葬料と同一用紙で請求すると支給されます。ただし、互助会のみ加入の者は「死亡弔慰金請求書（埋葬料等請求書と同一様式）」で互助会に請求してください。なお、この請求書を提出する時は、市区町村長の「埋葬許可証」又は「火葬許可証」の写し（「埋（火）葬許可証の発行済証明書」でも可）を添えてください。

3 加入者弔慰金

会員が死亡したとき、遺族に加入者弔慰金が支給されます。

(1) 支給額

平成30年度以降加入者は50万円

平成29年度以前加入者は、次のア・イ・ウを合算した額。ただし、その限度額は平成30年度200万円、平成31年度150万円、平成32年度100万円、平成33年度以降は50万円とします。

ア 50万円

イ 定額・定率積立期間1年につき、積立金の月額に50を乗じて得た額。なお、積立金の月額は、定率積立金を積立月数で除した額とします。（100円未満の端数は切り上げ）

ウ 1口加入者・2口加入者には加入年度により定める額

(2) 提出書類

共済組合に埋葬料と同一用紙で請求すると支給されます。ただし、互助会のみ加入の者は「加入者弔慰金請求書（埋葬料等請求書と同一様式）」で互助会に請求してください。なお、この請求書を提出する時は、市区町村長の「埋葬許可証」又は「火葬許可証」の写し（「埋（火）葬許可証の発行済証明書」でも可）を添えてください。

4 遺児激励金

会員が死亡し、遺族の中に学齢に達しない子、小学校、中学校、高等学校に在学中の子があるときに支給されます。ただし、満20歳に達する前日までとなります。

(1) 支給額

250,000円

(2) 提出書類

ア 「遺児激励金請求書」

イ 「戸籍謄本」

ウ 高校在学中の子のみ「在学証明書」

共 済

5 家族埋葬料・家族埋葬料附加金

被扶養者として共済組合の認定を受けている者が死亡したときに支給されます。ただし、死亡の原因が第三者行為によるもので、加害者から埋葬料（葬儀費）が支払われるときは支給できない場合があります。なお、受給権者は組合員となります。被扶養者の埋葬を実際に誰が行ったかは問いません。

- (1) 支給額
 - ア 家族埋葬料……………50,000 円
 - イ 家族埋葬料附加金……25,000 円
- (2) 提出書類
 - ア 「家族埋葬料・家族埋葬料附加金請求書」
 - イ 市区町村長の「埋葬許可証」又は「火葬許可証」の写し（「埋(火)葬許可証の発行済証明書」でも可）。ただし、やむを得ない理由がある場合には、「死亡診断書等」の死亡の事実を証明する書類〔原本〕
 - ウ 資格喪失後の家族埋葬料を請求する場合は、加入している「医療保険証」の写し

互助会

6 家族死亡弔慰金

会員の被扶養者（共同扶養を含む。配偶者を除く）が死亡したとき、家族死亡弔慰金が支給されます。

共同扶養とは、共済組合において被扶養者として認定されていない場合でも、夫婦共に共同で扶養している場合をいう。（以下同じ。）

- (1) 支給額
80,000 円。なお、夫婦とも会員の場合は 80,000 円を加算します。
- (2) 提出書類
共済組合に家族埋葬料と同一用紙で請求すると支給されます。ただし、共同扶養である場合（夫婦とも互助会員の場合を除く。）や互助会のみ加入の者は「家族死亡弔慰金請求書」で互助会に請求してください。なお、共同扶養の場合は「共同扶養証明」欄を記入してください。

7 配偶者弔慰金

会員の配偶者が死亡したとき、配偶者弔慰金が支給されます。

- (1) 支給額
平成30年度以降加入者は10万円
平成29年度以前加入者は、次のア・イ・ウを合算した額。ただし、その限度額は平成30年度40万円、平成31年度30万円、平成32年度20万円、平成33年度以降は10万円とします。
 - ア 10 万円
 - イ 定額・定率積立期間 1 年につき、積立金の月額に 10 を乗じて得た額。なお、積立金の月額は、定率積立金を積立月数で除した額とします。（100 円未満の端数は切り上げ）
 - ウ 1 口加入者・2 口加入者には加入年度により定める額
- (2) 提出書類
共済組合に家族埋葬料と同一用紙で請求すると支給されます。ただし、互助会のみ加入の者および共済組合で認定していない配偶者については「配偶者弔慰金請求書（埋葬料等請求書と同一様式）」で互助会に請求してください。なお、この請求書を提出する時は、市区町村長の「埋葬許可証」又は「火葬許可証」の写し（「埋(火)葬許可証の発行済証明書」でも可）を添えてください。